

財務省告示第三百六十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成十九年（二千七年）新潟県中越沖地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成十九年十月十六日

財務大臣 額賀福志郎

財務大臣が平成十九年（二千七年）新潟県中越沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成十九年十一月十一日とする。

都道府県	指定地域
新潟県	長岡市
	三条市
	柏崎市
	小千谷市
	十日町市
	燕市
	上越市
	南魚沼市
	三島郡出雲崎町
刈羽郡刈羽村	